



## 解説

# 金融商品会計に関する FASBの公開草案

米国財務会計基準審議会 (FASB) 国際研究員 かわにし やすのぶ 川西 安喜



### はじめに

2010年5月26日、米国財務会計基準審議会 (FASB) は、会計基準更新書 (ASU) 案 (公開草案)「デリバティブ及びヘッジ (Topic 815) 並びに金融商品 (Topic 825): 金融商品に関する会計処理、並びに、デリバティブ金融商品及びヘッジ活動に関する会計処理の改訂」(以下「本公開草案」という。)を公表した。コメント期限は、2010年9月30日である。

本稿では、本公開草案の概要について解説する。FASBのボード・メンバーやスタッフが、個人の見解を表明することは奨励されており、本稿では、筆者個人の見解が表明されている。会計上の問題に関するFASBの公式見解は、厳正なデュー・プロセス、審議を経たものに限られ

ている。

### 認識

#### 【認識原則】

企業は、金融商品の取得時又は発生時に、当該金融商品に対する現在の権利又は義務に基づき、金融資産又は金融負債を財政状態計算書において認識しなければならない。ここで、「取得」及び「発生」という用語は、資産又は負債を入手することを意味する最も広い意味で用いられており、その入手方法を問わない。例えば、金融機関は、ローンを実行することにより、当該ローンを「取得」することがある。

企業は、以下のように金融商品の当初測定を行わなければならない。

- a. 金融資産又は金融負債の事後の公正価値の変動をすべて当期純利益に含めて認識する場合、当該金融資産又は金融負債は、公正価値により当初測定を行わなければならない。
- b. 金融資産又は金融負債の事後の公正価値の変動のうち、定められた部分について、その他の包括利益 (OCI) に含めて認識する場合、

当該金融資産又は金融負債は、取引価格により当初測定を行わなければならない。

- c. 金融負債の事後測定が償却原価又は再測定金額によって行われる場合、当該金融負債は、取引価格により当初測定を行わなければならない。

#### 手数料及びコストに関する会計処理

公正価値の変動をすべて当期純利益に含めて認識する金融商品については、取引手数料及びコストはすべて、当期純利益に含めて認識しなければならない。公正価値の変動のうち、定められた部分については、OCIに含めて認識する金融資産については、特定 (直接ローン実行コスト控除後) のローン実行手数料は繰り延べなければならない。繰り延べられた手数料及びコストは、関連する金融資産の契約期間にわたり、利回りを調整する形で、当期純利益に含めて認識しなければならない。

### 事後測定

#### 【事後測定原則】

企業は、以下の例外を除き、取得又は発生後の各決算日において、金

融資資産又は金融負債を公正価値により測定しなければならない。

- ① 一定の要件を満たす金融負債
- ② 要求払預金負債
- ③ 短期の営業債権及び営業債務
- ④ 特定の金額でのみ償還され得る投資

**【金融商品の公正価値の変動の認識】**

企業は、公正価値により測定する金融商品に関する公正価値の変動について、一定の要件を満たす負債商品の定められた公正価値の変動を除き、すべて、当期純利益に含めて認識しなければならない（以下、公正価値の変動をすべて当期純利益に含めて認識する金融商品を「FV-NI金融商品」という。）。例えば、保有する株式（連結子会社及び持分法適用投資を除く。）の公正価値の変動は、すべて、当期純利益に含めなければならない。また、デリバティブの公正価値の変動も、すべて当期純利益に含めなければならない（ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジ又は外国事業の純投資ヘッジにおいてヘッジ手段に指定されているものを除く。）。

**公正価値の変動のOCIにおける認識**

次の要件（以下「OCI要件」という。）をすべて満たす場合、企業は、金融商品の公正価値の変動のうち、定められた部分について、OCIに含めて認識することが認められる（以下、公正価値の変動のうち、定められた部分について、OCIに含めて認識することを選択した金融商品を「FV-OCI金融商品」という。）。

- a. 企業が保有するか又は発行した負債商品で、以下の性質をすべて有している。
  - 1. 契約開始時に債務者（発行者）に移転する金額があり、その金額が、満期時又はその他の決済

日において債権者（投資家）に返還される。その金額は、当初発行時のディスカウント又はプレミアムを調整した元本金額である。

2. 負債商品の契約条件は、定期的に、又は、満期時において、債権者（投資家）に対して支払われることになる追加的なキャッシュ・フローをすべて特定している。

3. 負債商品の契約条件により、投資家がそれを自ら放棄する場合作を除き、初期投資の全額を実質的に回収できないような、繰上償還又はその他の決済方法が認められていない。

- b. 企業の金融商品に関する事業戦略が、金融資産を第三者に売却したり、金融負債を第三者と決済するというよりはむしろ、関連する契約上のキャッシュ・フローを回収したり、支払ったりすることにある。負債商品が繰上償還可能であることをもって、金融商品の契約上のキャッシュ・フローを回収したり、支払ったりするという事業戦略を有していないということにはならない。

c. 組込デリバティブを別個に会計処理することが要求される混合商品ではない。

上記 b. の要件を適用するに当たり、企業は、金融商品の保有意図ではなく、その管理方法に基づいて事業戦略を評価しなければならない。この要件を満たすため、企業は、契約期間の相当の部分について、金融商品を保有していなければならない。

公正価値の変動のうち、定められた部分について、当期純利益に含めて認識するのか、OCIに含めて認識

するのかは、金融商品の当初認識時に判断しなければならない。当初認識後は、これを変更することができない。

**OCIに含めて認識する公正価値の変動**

FV-OCI金融商品について、企業は、その公正価値の変動のうち、以下によって算定される金額についてのみ、OCIに含めて認識しなければならない。

- a. 期間中の公正価値の総変動
  - b. （減算）当期の利息収益又は利息費用で、以下の償却額を含む。
    - i. 取得時のディスカウント又はプレミアム
    - ii 特定のローン実行手数料及びコストの繰延分
  - c. （加減算）当期の金融資産の信用減損の変動額
  - d. （加減算）金融商品が公正価値ヘッジ関係における、ヘッジ対象項目に指定された場合のヘッジ対象リスクに帰属する公正価値の変動
- OCIに含めて認識しなかった上記 b. から d. の項目は、当期純利益に含めて認識しなければならない。OCIに含めて認識した公正価値の変動のうち、期間中の売却又は決済により実現した損益は、すべて当期純利益に含めて認識しなければならない。

**【事後測定原則の例外】**

- ① 一定の要件を満たす金融負債
  - 企業は、以下の 2 つの要件を共に満たす金融負債について、償却原価により事後測定を行うことができる。
    - a. 当該負債が、OCI要件を満たす。
    - b. 公正価値により負債を測定することが、認識されている資産及び負債の測定属性のミスマッチを生み出すか、これを悪化させる。
 これらの要件を満たす負債につい

て、償却原価により測定するかどうかは、負債を発行又は発生させたときに決定しなければならず、事後的にその決定を変更することはできない。

金融負債を公正価値により測定することが、測定属性のミスマッチを生み出すか、これを悪化させるとみなされるのは、少なくとも以下のいずれかが満たされる場合に限られる。

a. 金融負債が、公正価値により測定されていない資産と契約上、リンクしている。資産が担保に供されている金融負債や、資産の認識の中止時に決済されることが契約上、要求されている金融負債は、それぞれ、資産と契約上、リンクしている。

b. その事業セグメントにおいて認識されている資産の50%に満たない資産が、公正価値により事後測定されているような、事業セグメントにより発行された金融負債であり、事業セグメントの一部として記帳されるか、最高経営意思決定者により事業セグメントの一部として評価されている。

c. 上記のa.とb.のいずれも満たさないものの、その連結グループにおいて認識されている資産の50%に満たない資産が、公正価値により事後測定されているような、連結グループの負債である。

上記の定量的テストを実施するに当たり、「認識されている資産」は、前期末において米国会計基準に基づき認識された資産から、契約上、金融負債とリンクしている資産を減算し、金融負債を発行することにより取得した資産を加算することによって算定する。現金（現金同等物を除く。）は、この定量的テストを実施

するに当たり、公正価値により測定されている資産に含めない。

### ② 要求払預金負債

企業は、そのコア預金負債について、預金の予想満期日までの期間にわたり、代替的資金調達レートと、コア預金提供総コスト込みのレートの差により割り引いた、平均コア預金残高の現在価値により測定しなければならない（コア預金負債に関する再測定アプローチ）。企業は、再測定金額について、当座預金、普通預金、マネー・マーケット・アカウント等、主要な要求払預金の種類ごとに、算定しなければならない。

ここで、コア預金負債とは、経営者が、安定した資金の源泉であると考え、契約上の満期がない預金をいい、一時的な預金や、増減の激しい預金は含まれない。コア預金負債が、OCI要件を満たす場合、企業は、再測定金額の変動をOCIに含めて認識することができる。

コア預金負債ではない預金負債は、公正価値により測定しなければならない。しかし、コア預金負債ではない、預金負債によっては、満期までの期間があまりにも短いため、その額面金額が公正価値の合理的な近似となることがある。

### ③ 短期の営業債権及び営業債務

通常の営業過程において発生し、満期までの期間が通常の契約条件による（ただし、1年を超えないものに限る。）債権又は債務であり、かつ、OCI要件を満たすものについて、企業は、償却原価（公正価値ヘッジによる調整がある場合には、これを含む。）により測定することができる。ただし、この短期の営業債権及び営業債務に関する例外は、クレジット・カード債権等の、短期の貸付契

約や、短期の負債証券への投資には適用されない。

### ④ 特定の金額でのみ償還され得る投資

投資の種類によっては、その価値の増加のために保有されず、発行者によって特定の金額でのみ償還され得るものがある。企業は、以下の特性をすべて有する投資の事後測定について、当該投資の償還価値により行わなければならない。

a. 投資の保有が制限されており、市場が存在しないため、公正価値が容易に算定できない。

b. 投資が、企業の初期投資額を超えて償還されることがない。

c. 投資が、その価値の増加のために保有されず、むしろ、流動性へのアクセスや事業に対する支援といった、その他の便益を入手するために保有される。

d. 発行企業と取引を行ったり、活動に参加するために、保有者が、その投資を保有しなければならない。

上記の投資の例としては、金融機関による連邦住宅貸付銀行（FHLB）の株式への投資がある。金融機関は、同行から借入を行うための条件として、当該投資を保有していなければならない。その他の例としては、特定の農業協同組合への投資が考えられる。

## 金融資産の信用減損

### 【適用範囲】

減損に関するガイダンスは、信用リスクに関連する損失を被る、以下のすべての金融資産に適用される。

- a. FV-OCI金融資産
- b. 償却原価（公正価値ヘッジによ

る調整がある場合、これを含む。)により測定される短期の営業債権  
 c. 特定の金額により償還され得る金融資産で、償還価値により測定されているもの

### 【金融資産の信用減損の評価】

企業は、自社組成金融資産については、契約上の要支払額、購入金融資産については、取得当初において回収が見込まれた金額について、その全額の回収が見込まれない場合、金融資産（又は金融資産のグループ）について信用減損を当期純利益に含めて認識しなければならない。企業は、決算日において、金融資産について回収が見込まれる金額を評価し、信用減損を認識するに当たり、信用損失の発生可能性が高くなるまで待つてはならない。また、企業は、契約上の要支払額又は当初回収が見込まれた金額がこれまで全額回収できたことをもって、金融資産が減損していないと自動的に結論付けてはならない。

企業は、回収が見込まれるキャッシュ・フローの金額と時期の双方を考慮しなければならない。回収が見込まれるキャッシュ・フローに対する企業の見込みが悪化した場合、金融資産は減損しているものとみなさなければならない。ただし、企業が、金融資産に関する要支払額について、契約条件によって特定された日又は当初回収が見込まれた日に回収することが見込めない場合であっても、当該不足について、十分な担保を通じて回収する見込みである場合、当該金融資産は減損しているものとみなしてはならない。

見込まれたキャッシュ・フローの回収が遅れた場合、当該回収時期の変更は、回収が見込まれるキャッシュ・

フローに対する不利な変更である。企業は、遅れたキャッシュ・フローについて、遅延利息を受け取ることが見込まれない場合に、当該金融資産が減損しているとみなさなければならない。一方、遅延利息を含む要支払額の全額について回収が見込まれる場合には、当該金融資産は減損していない。

### 【信用減損の測定】

企業は、各決算日において、自社組成金融資産については、契約上の要支払額、購入金融資産については、取得当初において回収が見込まれた金額のうち、回収が見込まれない金額に関連する信用減損の金額の変動を当期純利益に含めて認識しなければならない。

信用減損の不利な変動については、すべて、当期の当期純利益に含めて認識し、同額だけ、金融資産に関連する、信用損失引当金を設定又は増額しなければならない。当該引当金は、資産の控除項目として表示する。逆に、過去の見込みに比べ、回収が有利になると見込まれる場合には、企業は過去に認識した信用減損に関する費用を戻し入れ、対応する信用損失引当金の減少を認識しなければならない。

各決算日に当期純利益に含めて認識される信用減損は、金融資産を集团的に評価した金額と、個別に評価した金額の合計である。

### 集团的に評価される金融資産

減損が集团的に評価され、測定される金融商品とは、その共通の特性に基づき、ある程度の信用減損が存在するものの、当該信用減損を、具体的な金融資産に特定できないような、金融資産の集団をいう。信用減

損に変動があった場合、キャッシュ・フローを回収することができない、具体的な金融資産を特定することができないときでも、当該変動を当期純利益に含めて認識しなければならない。

金融資産の集団の減損の評価と測定に当たり、企業は、類似するリスク特性に基づき、金融資産を合算しなければならない。類似するリスク特性には、例えば、信用スコアや格付け、リスク分類、金融資産の種類、担保の種類、金額、利子率、契約期間、地域、借り手の業種等が考えられる。

類似するリスク特性を有する金融資産の集団について認識する減損の金額を決定するに当たって、企業は、同じ特性を有する金融資産についての過去の貸倒れの実績を考慮しなければならない。企業は、貸倒実績率を算定し、過去の事象と、現存する経済の要因及び状況を含む金融資産の回収可能性に関連するすべての情報により、これを調整しなければならない。

### 個別に評価される金融資産

企業が、個別に評価される金融資産が減損していると判断した場合、企業は、後述する、特定のローンのための簡便法を選択する場合を除き、現在価値技法に基づき、信用減損の金額を測定しなければならない。回収が見込まれるキャッシュ・フローの現在価値が、金融資産の償却原価よりも低い場合、企業は、信用減損を当期純利益に含めて認識し、信用損失引当金を設定しなければならない。企業は、減損している金融資産について回収が見込まれるキャッシュ・フローの現在価値の算定に当たり、後述する資産の実効利子率を用いて

割り引かなければならない。

減損を個別に評価する金融資産について、当該金融資産が減損しているとの過去の事象や現存する状況がない場合であっても、企業は、信用減損が存在しないと自動的に結論付けてはならない。

#### 【実効利率の決定】

自社組成金融資産、及び、信用リスクに関連するディスカウントを含まない金額で購入した金融資産については、実効利率は、(ローンの実行時又は取得時に繰り延べたローン手数料若しくはコスト、プレミアム、又はディスカウントがある場合には、それを調整した後の) 契約上のキャッシュ・フローと、当初のキャッシュ・アウトフローを等しくする利率である。信用リスクに関連するディスカウントを含む金額で購入した金融資産については、実効利率は、回収が見込まれるキャッシュ・フローについての企業の見積りと、金融資産の購入価格を等しくする利率である。固定金利の金融資産の信用減損の金額の測定に当たり、企業は、通常、回収が見込まれるキャッシュ・フローを、金融資産の当初の実効利率により割り引かなければならない。

利率又は利率のインデックスの事後の変動に基づき、契約上の利率が変動する金融資産の信用減損の金額の測定に当たり、企業は、回収が見込まれるキャッシュ・フローを、資産の契約期間にわたり変動する、適切な利率又はインデックスに基づき計算された実効利率を用いて割り引かなければならない。当該金融資産については、実効利率は、資産の契約期間にわたる契約上のキャッシュ・フローに基づいて決

定される。過去のキャッシュ・フローの金額については、契約上の各支払日において有効であった過去の利率又はインデックスに基づかなければならない。将来、回収が見込まれるキャッシュ・フローの見積りは、資産の契約期間にわたり変動する、適切な利率又はインデックスに基づき、各決算日において再計算しなければならぬ。

#### 【減損の測定に関する簡便法】

個別に減損を評価した金融資産の信用減損について、当該金融資産が担保付金融資産である場合に、企業は、簡便法として、当該担保の公正価値に基づいてこれを測定することができる。ここで、担保付金融資産とは、その返済が、主として、又は、実質的に、担保の操業又は売却を通じてもたらされることが期待される金融資産をいう。企業が、担保付金融資産の減損の測定に担保の公正価値を用い、かつ、資産の返済又は充足が担保の売却に依存する場合、担保の公正価値は、見積売却費用(割引後)を考慮するよう、調整しなければならない。ただし、金融資産の返済又は充足が操業にのみ依存する場合、減損の測定には、担保の見積売却費用を含めてはならない。さらに、債権者が、担保を差し押さえる見込みであると判断した場合、債権者は、担保の公正価値に基づいて減損を測定しなければならない。

担保の公正価値が金融資産の償却原価よりも低い場合、企業は信用減損を当期純利益に含めて認識し、信用損失引当金を設定しなければならない。減損を当期純利益に認識した後は、減損の事後測定(又は過去に認識した減損に関する費用の戻し)は、担保の公正価値の変動に基づき、

当期純利益に含めて認識しなければならない。

### 保有する負債商品に関する利息収益の測定

#### 【適用範囲】

利息収益の認識に関する規定は、FV-OCI金融商品のうち、すべての利付きの負債商品に適用される。

#### 【利息収益の認識】

企業は、これらの金融資産に関連する利息収益を、当期純利益に含めて認識しなければならない。利息収益の金額は、信用損失引当金控除後の償却原価による残高に対して、当該金融資産の実効利率を適用することにより算定しなければならない。

FV-OCI金融資産において、利息収益として当期純利益に含めて認識する金額には、取得時のプレミアム又はディスカウントの償却額又は増価額を含めなければならない。購入金融資産については、購入に伴うディスカウントは、金融資産の契約上の残存期間にわたり当期純利益に含めて認識するか、繰上償還が信頼性をもって見積もることができる場合にのみ、金融資産について見込まれる残存期間にわたり、当期純利益に含めて認識する。

金融資産の実効利率に基づいて算定される利息収益には、特定の(直接ローン実行コスト控除後の)ローン実行手数料の償却の影響を含めなければならない。前述のように、OCI要件を満たす金融資産の当初測定は、取引価格に基づいており、この価格には、ローン実行手数料や、直接ローン実行コストの金額が反映されている。当該金融資産の公正価値の変動を認識することにより、ローン実行手数料や直接ローン実行コス

トは当初、OCIに含めて繰り延べられ、関連する金融資産の契約期間にわたり、利回りを調整する形で当期純利益に含めて認識される。

信用リスクに関連するディスカウントを含む金額で購入した金融資産について、回収が見込まれるキャッシュ・フローが、それまでの見込みに比べて改善していることがある。金融資産について、過去に信用損失引当金を設定している場合、回収が見込まれるキャッシュ・フローの増加は、過去に認識した引当金を限度として、信用減損に関する費用の戻しとして当期純利益に含めて認識しなければならない。取得以来、金融資産について信用損失引当金を設定していなかった場合、又は、回収が見込まれるキャッシュ・フローの増加額が、信用損失引当金を超過する場合、企業は、見直し後の、(増加した)回収が見込まれるキャッシュ・フローに基づき、実効利率を再計算しなければならない。その後、回収が見込まれるキャッシュ・フローが、それまでの見込みに比べて悪化した場合、企業は、見直し後の(減少した)回収が見込まれるキャッシュ・フローに基づき、実効利率を再計算しなければならないが、当該実効利率は、当初の実効利率より低くなるように見直しを行ってはならない。見直し後のキャッシュ・フローの見込みが、当初の見込みを下回る場合に、実効利率の調整を戻した後で、なお、追加的な、回収が見込まれるキャッシュ・フローの減少がある場合には、当該減少部分を信用減損として認識しなければならない。

信用損失引当金残高控除後の金融資産の償却原価残高に基づき、利息収益を認識する方法によって、契約

上の利息の要支払額(信用リスクに関連するディスカウントを含む金額により取得した購入金融資産については、当初、回収が見込まれた利息に関するキャッシュ・フロー)と、金融資産について発生した利息収益に差が生じることになる。契約上の利息の要支払額に基づく利息の金額と、金融資産について発生した利息の金額の差は、信用損失引当金の増加として記帳しなければならない。

#### 【利息収益の認識を中止する金融資産】

キャッシュ・フローの回収の見込みに基づき、最終利回りが負になる場合にのみ、企業は、その金融資産について、利息収益の認識を中止しなければならない。この場合、企業は、原価回収法を用いなければならない。例えば、金融資産に関連して回収が見込まれるキャッシュ・フローが、当初の元本の金額よりも少ない場合、最終利回りが負になると判断された時点から、当期純利益に利息収益を認識してはならない。ただし、過去に認識された利息収益は、戻してはならない。

#### 金融資産の直接減額

企業は、回収に関する合理的な見込みがなくなった期間において、金融資産の全部又は一部を、直接減額しなければならない。信用損失引当金は、直接減額した金融資産の金額だけ減少させなければならない。金融資産の直接減額後に、当該金融資産に関する契約に基づき、要求されている利息又は元本の支払いが行われた場合、企業は、現金を受け取ったときに、その受け取った金額を当期純利益に含めて認識しなければな

らない。

### 表示

#### 【財政状態計算書】

##### ① FV-NI金融商品

FV-NI金融商品について、企業は、以下の金額のみ、財政状態計算書において表示しなければならない。

- a. 金融商品の公正価値
- b. 企業自身が発行した負債商品の償却原価

##### ② FV-OCI金融商品

FV-OCI金融商品について、企業は、少なくとも、以下の金額を財政状態計算書において表示しなければならない。

- a. 償却原価
- b. 金融資産に関する信用損失引当金
- c. 信用損失引当金控除後の償却原価を、公正価値に調整するために必要な累計額
- d. 公正価値

##### ③ コア預金負債

企業は、コア預金負債について、以下のすべてを財政状態計算書において表示しなければならない。

- a. 預金の償却原価(要求払額)
- b. 償却原価をc.の金額に調整するために必要な金額
- c. コア預金負債に関する再測定アプローチによった場合の預金の金額

##### ④ その他の包括利益累計額

企業は、財政状態計算書において、金融商品の公正価値又は再測定金額の変動のうち、OCIに含めて認識される、定められた部分に関連する、その他の包括利益累計額(AOCI)の金額(及び、非支配持分がある場合、非支配持分に帰属する金額)を区分して表示しなければならない。

#### 【包括利益計算書】



**有斐閣** 新刊案内  
 (価格は税込)  
 東京・神田・神保町2/Tel:03-3265-6811  
 http://www.yuhikaku.co.jp/

山下友信・神田秀樹編 2006年に証券取引法改正により誕生した金融商品取引法の全体像を示し、立法趣旨・制度の沿革・政策的背景等、基礎となる考え方をていねいに示す概説書。  
 AS判 三九九〇円

## 金融商品取引法概説

尾高煌之助・松島茂・連合総合生活開発研究所編  
 ●ものつくりを支える人材と組織 企業の生産活動を維持し、革新によりさらなる発展に結びつけるために、生産現場はどうあるべきか。AS判 二九四〇円

## イノベーションの創出

植田和弘・大塚直監修/損害保険ジャパン・損保ジャパン環境財団編 ●法学的・経済学的検討 予防原則の適用事例を網羅的に整理・解説し、環境リスク管理のあり方を提示する。  
 AS判 三九九〇円

## 環境リスク管理と予防原則

宮本又郎著 ●人と制度と戦略と 江戸から現代への日本経済の近代化プロセスを会社制度、企業家、企業戦略、経済団体に焦点を当てて分析。市場の変化と革新者たちの行動を細密に描く。AS判 六八二五円

## 日本企業経営史研究

山下友信・米山高生編 ●生命保険・傷害疾病定額保険 新、保険法を実務の実態に即して詳しく解説。  
 AS判 七九八〇円

## 保険法解説

大垣尚司著 ●企業ファイナンス入門 金融に必要な法律知識と、それを実務にどう活用すべきかを解説。  
 AS判 四二〇〇円

## 携帯電話産業の進化プロセス

本公開草案と同時に公表されたASU案（公開草案）「包括利益(Topic 220)」は、企業に、一連の包括利益計算書を表示することを提案している。

### ① FV-NI金融商品

FV-NI金融商品について、企業は、少なくとも、実現損益及び未実現損益を合算した単一の金額を、包括利益計算書において表示しなければならない。

### ② FV-OCI金融商品

FV-OCI金融資産及び金融負債について、企業は、少なくとも、以下の金額を包括利益計算書において、区分して表示しなければならない。

- a. 取得時に認識したプレミアム（ディスカウント）の償却額（増価額）を含む当期の利息収益及び費用
- b. 金融資産に関する当期の信用減損
- c. 実現損益（金融商品の過去の未実現損益をOCIに含めて認識した場合、OCIの相殺仕訳による金額を含む。）

なお、外貨建ての金融商品の公正価値の期間中の総変動は、以下の要素により構成されていることがある。

- a. 外貨ベースでの金融商品の価格の変動
- b. 外貨と機能通貨の間の為替レートの変動

外貨建てのFV-OCI金融商品について、企業は、公正価値の変動を上記の2つの要素に区分してはならない。したがって、上記b. は取引損益として当期純利益に含めて認識してはならない。

### ③ 償却原価により測定される金融負債

一定の要件を満たす金融負債について、償却原価により事後測定を行

う場合、企業は、以下を区分して、当期純利益に含めて表示しなければならない。

- a. 取得時に認識したプレミアム（ディスカウント）の償却額（増価額）を含む、当期の利息費用
- b. 負債の決済による実現損益
- ④ 企業自身の信用状態の変動

金融負債の公正価値の重大な変動のうち、信用の価格の変動に関連する金額を除く、企業自身の信用状態の変動によって生じた金額を、包括利益計算書において区分して表示しなければならない。この金額は、FV-NI金融負債に関するものと、FV-OCI金融負債に関するものとを区分して表示しなければならない。

### ⑤ コア預金負債

前述のように、コア預金負債がOCI要件を満たす場合、企業は、コア預金負債の再測定金額の変動を、OCIに含めて表示することができる。再測定金額の変動をOCIに含めて表示することを選択した場合、企業は、当期の利息費用を当期純利益に含め、包括利益計算書において区分して表示しなければならない。再測定金額の変動を当期純利益に含めて表示することを選択した場合、企業は、少なくとも、コア預金負債に関する、実現損益と未実現損益を合算した金額を、包括利益計算書において表示しなければならない。

## デリバティブ及びヘッジ活動

本公開草案では、デリバティブ及びヘッジ活動について、部分的な見直しを行うことを提案しており、デリバティブ及びヘッジ活動に関する以下の指針については、現行の会計基準を維持することを提案している。

◎図書目録送呈◎

- a. ヘッジ会計が適用可能な項目及び取引の種類
- b. ヘッジ関係におけるヘッジ対象リスクとして、金融商品項目の特定リスクを指定すること
- c. ヘッジ対象リスクの要件を満たすリスクの種類

#### 【組込デリバティブの分離】

本公開草案の範囲に含まれる、主契約が金融商品である、混合金融商品に含まれる組込デリバティブは、今後は、分離せず、別個のデリバティブとして会計処理してはならない。このような金融商品は、今後、その全体について、会計処理を検討しなければならない。

主契約が金融商品ではない混合商品に含まれる組込デリバティブについては、引き続き、分離して別個に会計処理すべきかどうかを判断しなければならない。

#### 【ヘッジの有効性】

ヘッジ関係として指定するための要件は、契約開始時、及びその後継続的に、ヘッジ関係の期間中、ヘッジ対象リスクに帰属する公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺する上で、(それまでの「高度に有効」ではなく) 相当に有効でなければならない。企業は、ヘッジ関係により達成することが見込まれるリスク管理方針と、ヘッジ対象項目又は予定取引に内在するリスクがヘッジ手段によって管理することが見込まれる方法について、文書化しなければならない。ほとんどのヘッジ関係において、相当に有効であることは、ヘッジ手段と、公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象項目、又は、キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジ対象取引との間に経済的関係があることを確立する、(定量的な評価

ではなく) 定性的な評価により示される。相当に有効であることを定性的評価によって確立することができない場合、定量的評価が必要になる。

企業は、ヘッジ期間中に、当期純利益に含めて認識すべき非有効性が全くないと仮定してはならない。同様に、企業は、公正価値の算定や有効性の評価に当たり、受けるべき支払いを受けるかどうか、支払うべき支払いを行うかどうかを無視してはならない。

ショートカット法<sup>1</sup>と、クリティカル・タームズ・マッチ法<sup>2</sup>に関する規定は削除される。企業は、これらの方法を用い、ヘッジ期間中、当期純利益に含めて認識すべき非有効性が全く存在しないと仮定したり、ヘッジ関係が完全に有効であると仮定したりしてはならない。

有効性に定性的評価を用いる場合、企業は、ヘッジ関係が存続する期間にわたり、ヘッジ対象リスクに帰属するヘッジ対象項目の公正価値の変動又はヘッジ対象取引のキャッシュ・フローの変動性を相殺する上で、ヘッジ手段が合理的に有効であると見込む基礎を示さなければならない。この基礎には、以下の双方が特定されていなければならない。

- a. ヘッジ対象項目の公正価値又はヘッジ対象取引のキャッシュ・フローに関連するボラティリティの源泉
  - b. ヘッジ関係が存続する期間にわたり、ヘッジ対象項目の公正価値の変動又はヘッジ対象キャッシュ・フローの変動性を相殺する上で、ヘッジ手段が合理的で有効であるとの結論をサポートするための要因
- ヘッジ関係の開始後、企業は、状況の変化が、ヘッジ関係が相殺する

上で、最早、相当に有効ではないと示唆される場合にのみ、有効性を定性的に(必要であれば、定量的に)再評価しなければならない。

#### 【ヘッジ関係の指定の解除】

企業は、一度確立された有効な公正価値ヘッジ又はキャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ関係の指定を、事後的に解除してはならない。ヘッジ関係は、以下のいずれかの要件が満たされた場合にのみ、これを中止しなければならない。

- a. ヘッジ関係が、公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺する上で、最早、相当に有効ではなくなるなど、ヘッジ関係に指定するための要件が最早、満たされていない。
- b. ヘッジ手段が、失効するか、又は、売却、終了、若しくは権利行使される。

ヘッジ手段であるデリバティブは、これを相殺するデリバティブを締結することにより実質的に終了したとみなすことができるが、この場合、ヘッジ関係を終了させるためには、同時に、この実質的終了について文書化を行わなければならない。相殺するデリバティブは、当初のデリバティブの公正価値又はキャッシュ・フローの将来の変動を完全に相殺することが見込まれなければならない。企業は、当初のデリバティブと相殺するデリバティブについて、その後の新たなヘッジ関係において指定してはならない。

企業が、既存のヘッジ関係にデリバティブを追加することより、既存のヘッジ関係におけるヘッジ手段を変更するものの、既存のヘッジ手段デリバティブを完全に相殺せず、ヘッジ関係の有効性を減じないことがあ





**Rex**  
Rep&Expert

**REXアドバイザーズ**

**公認会計士の  
転職支援**

「今後更なるご活躍のステージをご案内します。」  
IFRS、国際税務、M&A、再生、組織再編、事業承継

まずは  
ご相談  
から

転職相談REX

検索

[www.career-adv.jp](http://www.career-adv.jp)

**特徴**

相談重視 キャリア相談平均75分  
活動を徹底サポート 担当2名制  
忙しい候補者に代わってJOBサーチ

**Rex** Rep&Expert  
■会計士の転職支援  
■管理部門の人材紹介  
厚生労働大臣許可 13-ユ-300031

平日20時以降、土曜日の面談可能●秘密厳守

株式会社 **レックスアドバイザーズ**  
〒105-0013 東京都港区浜松町1-30-5 浜松町スクエア Studio1807  
TEL:03-3436-1721 FAX:03-3436-1722

る。このような変更は、ヘッジ関係の終了をもたらさないが、ヘッジ関係についての文書を更新する必要がある。

**【キャッシュ・フロー・ヘッジ関係における非有効性の測定及び報告】**

ヘッジの非有効性の測定は、ヘッジ手段に指定された実際のデリバティブの公正価値の変動と、ヘッジ対象取引に関して、将来、見込まれるキャッシュ・フローの変動の累計額の現在価値との比較に基づかなければならない。例えば、企業は、実際のデリバティブの公正価値の変動を、予定取引日に満期を迎え、市場価格のあるヘッジ対象キャッシュ・フローを完全に相殺するキャッシュ・フローをもたらすような、デリバティブの公正価値の変動と比較することができる。

企業は、ヘッジ取引に関連するAOCIについて、ヘッジ対象取引に関して、将来、見込まれるキャッシュ・フローの変動のヘッジ開始時からの累計額の現在価値（過去にAOCIから当期純利益に組み替えた金額がある場合には、その金額を除く。）を相殺する上で必要な金額まで、残高を調整しなければならない。したがって、非有効性は、オーバーヘッジとアンダーヘッジの双方について認識されることになる。

予定取引日に満期を迎え、ヘッジ対象キャッシュ・フローを完全に相殺するようなキャッシュ・フローをもたらすデリバティブを用いて、当期純利益に含めて認識すべき非有効性を測定する場合、企業は、実際のヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の測定に当たって、使用する信用リスクの調整と同じ信用リスクを用いることができる。

当期純利益に含めて認識すべき非有効性を測定するに当たって、キャッシュ・フロー・ヘッジにおいて買建てのオプション契約（純額決済のものを含む。）がヘッジ手段として用いられ、ヘッジ対象リスクが一方向についてのみヘッジされる場合、企業は、非有効性を測定するベンチマークとして、予定取引日に満期を迎え、ヘッジ対象キャッシュ・フローの一方向のみの変動を完全に相殺するような、買建てのオプション・デリバティブを用いることができる。この場合、企業は、オプションのキャッシュ・フローの総変動、又は、オプションの本源的価値の変動のみを用いることができる。企業がオプションのキャッシュ・フローの総変動を用いて測定する場合、每期、合理的な基礎により、オプションのコストの償却のために、OCIから当期純利益に組み替えなければならない。

**持分法会計**

企業が、投資先に対して重要な影響力を有し、かつ、投資先の事業が、連結グループの事業と関連しているとみなされる場合にのみ、持分法会計を適用しなければならない。これらの要件のいずれか一方しか満たされない場合には、企業は、その投資を公正価値により測定し、公正価値の変動はすべて当期純利益に含めて認識しなければならない。投資先の事業が、連結グループの事業と関連しているかどうかを判断するに当たり、少なくとも以下の要因を考慮しなければならない。

- a. 投資先の事業の大部分が、連結グループの製品又はサービスの販売に関連している。これには、在

庫融資や、投資しなければアクセスできないか、アクセスがより困難となる市場へのアクセスの提供を含む。

- b. 投資先の事業の大部分が、連結グループの製品又はサービスのためのインプットの購入能力を拡大している。
- c. 投資先と、連結グループの事業が類似している。
- d. 投資先の経営陣が、連結グループの現在又は過去の経営陣である。
- e. 投資先と連結グループが従業員を共有しているか、投資家と連結グループの間を行き来する従業員がいる。
- f. 投資先と連結グループの一方が、他方に対し、マネジメント・サービスを提供している。
- g. 連結グループと関連性がある投資先と連結グループの間に重要な取引がある。

本公開草案の提案の発効に伴い、公正価値オプションは、持分法を適用する投資には選択できなくなる。

各年度及び四半期において、企業は、重要な影響力を有する投資が、企業の連結ベースでの事業に関連していると経営者が結論付けた根拠について開示しなければならない。この開示には、評価を行うに当たり、経営者が考慮した要因を含めなければならない。

## IFRSsとの比較

米国会計基準も国際財務報告基準(IFRSs)も、金融商品に対して複数の測定属性を採用している。

### 【金融資産】

本公開草案では、ほとんどの金融商品の測定属性は、公正価値となる。

主として、金融資産が契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有するかどうかに関連する特定の要件が満たされた場合にのみ、償却原価に関する情報も表示され、公正価値の変動のうち、定められた部分については、OCIに含めて認識される。IFRS第9号「金融商品」では、類似する要件が満たされた場合に、金融資産は償却原価により測定され、公正価値に関する情報は開示される。

本公開草案は、企業が、契約上のキャッシュ・フローの回収又は支払いのために保有することを意図する金融商品について、償却原価に関する情報と、公正価値に関する情報の双方が、財務諸表の利用者にとって有用な情報を提供するという見解に立っている。一方、IFRS第9号は、金融資産について、金融資産のキャッシュ・フローの特性と、企業の金融資産に関する事業戦略に基づき、公正価値か償却原価のいずれか一方が、企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期、及び不確実性に関する、より関連性のある、有用な情報を提供するという見解に立っている。

分類方法の違いにより、本公開草案では、ローンは、公正価値により測定され、償却原価に関する情報も表示されるのに対し、IFRS第9号では、ローンは、一定の要件を満たす場合に、償却原価により測定され、公正価値に関する情報が注記される。

本公開草案では、負債商品及び資本商品へのすべての投資は公正価値により測定される。これに対し、IFRS第9号では、負債商品への投資は、一定の要件を満たす場合、市場価格が存在し、活発な市場において取引されるものも含め、償却原価により測定することが認められる(公正価値に関する情報は注記される)。要件を満たさないものは、公正価値により測定される。また、IFRS第9号では、売買目的で保有していない資本商品についてのみ、公正価値の変動をOCIに含めて認識することを選択できるが、この選択を行わない資本商品については、公正価値の変動を当期純利益に含めて認識する。

【金融負債】

本公開草案では、金融負債は、公正価値、償却原価(要件を満たす場合に限る。)又は再測定金額(コア預金負債に限る。)により測定される。金融負債は、IFRS第9号の範囲に含まれないが、国際会計基準審議会(IASB)は、公正価値オプションの下で公正価値により測定された金融負債を除き、金融負債に関する現行基準を維持することを暫定的に合意している。現行のIFRSsは、コア預金負債を含むほとんどの金融負債について、売買目的で保有しない場合には、償却原価によって測定している。本公開草案は、要件を満たす金融負債について、償却原価オプションを提供しているが、IFRSsでは、要件を満たす金融負債について、公正価値オプションを提供している。

また、本公開草案は、これまで、分離することが要求されていた、主契約が金融商品である混合金融商品について、分離せずに、その全体を分類し、公正価値により測定することを提案している。IFRSsは、特定の状況において、混合金融負債商品を分離し、デリバティブを公正価値により測定し、主契約を償却原価により測定している。

全体的にみれば、これらの測定に関する違いにより、本公開草案の方が、IFRSsよりも、財政状態計算書

において公正価値によって測定する金融商品が多くなる。この違いは、報告される資本（株主持分）の違いとしても現れる。金融資産の測定方法の違いは、ほとんどの企業にとって、包括利益に違いをもたらすが、当期純利益の違いは、限定的である。しかし、IFRSsが混合金融負債の分離を要求し続け、本公開草案は、そのような負債を分離せず、その全体を公正価値により測定し、公正価値の変動のすべてを当期純利益に含めて認識することを提案しているため、企業によっては、当期純利益の違いが重要になることもある。

### 【金融資産の減損、ヘッジ会計】

金融資産の減損については、IASBも、信用損失について引き当て、利息収益を認識する独自のアプローチを、IASBの公開草案において提案している。FASBの利息収益認識モデルも、IASBの利息収益認識モデルも、減損を認識することにより、認識される利息収益が減少するという点では同じであるが、信用減損を認識する時期と、実効利率の算定方法が異なっている。

FASBとIASB（以下「両ボード」という。）は、世界中の、主要な金融機関その他の企業、監査法人、及び規制当局等の代表者により構成される専門家諮問委員会（EAP）を設立し、ここからインプットと助言を得ている。この委員会は、両ボードのそれぞれのアプローチについて、運用上のインプットを提供しており、金融資産の減損及び利息収益の認識に関する共通のアプローチを開発する両ボードの作業を手助けするものである。

IASBは、ヘッジ会計に関する提案を、近々、公表する予定である。

## おわりに

FASBとしては、本公開草案を、IASBと共同で公表することが理想的であった。金融商品会計という複雑な領域において、包括的な改善を行い、金融商品に関する財務情報の国際的な比較可能性を高めることは、今でも、両ボードにとっての目標である。しかし、両ボードは、それぞれに異なる要請を受けたことにより、結果として、特定の金融商品の会計処理について、異なるアプローチを提案することとなった。FASBの主目的は、米国の財務報告を改善するような会計基準を開発することにある。IFRSsを採用する財務報告制度が発展途上の法的管轄権において改善であるとみなされることが、米国においては、改善であるとみなされないことがある。さらに、IASBが、金融商品に関する会計基準を複数のフェーズに分けて置き換えているのに対して、FASBは、本公開草案のような、包括的な提案を開発している。これらの結果、多くの重要な技術的論点について、両ボードは異なる結論に達している。

本公開草案の公表を受けて、両ボードは、米国基準とIFRSsの間の差異を削減する努力を続けることを約束した。その戦略には、プロジェクトの目的を達成しつつ、コンバージェンスが前進する形で、見解の相違を調整できないか、本公開草案に寄せられたコメント・レター等を両ボードで検討することが含まれている。

### 〈注〉

- 1 一定の要件を満たす場合に、認識された利付きの資産又は負債と、

金利スワップにより構成される、金利リスクに関するヘッジ関係において、非有効性が全くないと仮定できるとした規定。

- 2 ヘッジ手段と、（特定のキャッシュ・フローではなく）ヘッジ対象資産又は負債全体の、重要な契約条件が一致する場合に、ヘッジ対象リスクに帰属する、公正価値又はキャッシュ・フローの変動が、契約開始時、及びその後継続的に、完全に相殺されると期待できるとした規定。

### 〈参考文献〉

Financial Accounting Standards Board, *Proposed Accounting Standards Update (Exposure Draft) "Derivatives and Hedging (Topic 815) and Financial Instruments (Topic 825): Accounting for Financial Instruments and Revisions to the Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities,"* May 27, 2010.

教材コード	J 0 2 0 5 9 0
研修コード	2 1 0 4 0 1
履修単位	1単位